KEMPOSでのベトナム特許出願入力の手引き

本稿では、KEMPOSでのベトナム特許出願の入力について説明します。

目 次

(1)	現行の特許法の概要	1
(2)	出願種別、使用手続、期限の設定	2
(3)	出願/国内移行	3
(4)	審查請求	4
(5)	オフィスアクション	4
	意見書、補正書	
(7)	拒絶査定	5
. ,	特許査定	
(9)	設定納付	6
(10)	登録	6
(11)	登録後の年金の納付	7

(1) 現行の特許法の概要

- ・ベトナム特許法の概要は以下のとおりです。 現在は2018年1月15日施行の改正法が適用されています。
- 1. 存続期間は出願日から20年です。
- 2. 優先権主張を伴う場合、出願日から3か月以内に優先権証明書を提出する必要があります。
- 3. 出願公開制度があります。

パリルートの場合 :出願日もしくは優先日から19か月目

または方式審査完了後2か月のいずれか遅い方

PCTルートの場合:国内移行を経て方式審査完了後2か月

- 4. 審査請求制度があります。
 - 出願日もしくは優先日から42か月以内に審査請求を行う必要があります。
- 5. 拒絶査定に対しては不服申立を行うことができます。 応答期間は拒絶査定から90日以内です。
- 6. 登録査定(特許付与の決定)となった場合、3か月以内に所定の庁費用を納付する必要があります。
- 7. 年金期限の起算日は登録日です。

(2) 出願種別、使用手続、期限の設定

・出願種別「VN特許」の設定です(パリルート、PCTルートともにこの種別を使用します)。



- ・存続期間は出願日から20年です。
- ・年金期限の起算日は登録日です。
- ・初回の年金として登録時に1年度分を納付します。
- ・2回目以降は各年度の登録日の日までに次年度分を納付します。
- ・VN特許の使用手続の設定です。

	国手続設定					– 🗆 ×
16210	0 210 VN	ベトナム		使用可能手続の印刷	手続定義の追加と修正	工程分類の追加と修正
Code	国名	工程分類	手続定義ID	手続詳細	IDS IDS Rep 対象国	IDS 変更/ 提出 削除
			」 出願	▽ 出願	厂	
VN	ベトナム		」 出願(審)	√ 出願(審査請求期限の)	計算あり)	Г
			変更出願	▽ 変更出願	Г	Г
			/ 分割出願	√ 分割出願	Г	
			/ 国際出願(各国)	▽ 国際出願(予備審査語:	求期限の計算なし) 🕝	Г
			/ 国内移行	▽ PCT出願の国内移行	Г	Г
VN	ベトナム		/ 国内移行(審)	▽ PCT出願の国内移行(領	,	Г
			/ 国内移行作業	、 PCT出願の指定国段階	での移行作業 一	Г
			/ 国際公開	▽ 国際公開	Г	Г
		審査	/ 願番通知	√ 出願番号通知	Г	
			/ 公開	▽ 出願公開	Г	Г
			/ 公告	▽ 出願公告(これ)に伴う期		Г
VN	ベトナム		/ 登録査定	√ 登録査定(設定納付期	限の計算あり)	Г
		審査	ン 登査(経過)	√ 登録査定(設定納付期		Г
			, 納付	√ 設定納付(納付年数入	力なし)	Г
		審査	一登録	√ 登録(存続期限の計算	5月)	F V
VN	ベトナム	審査	/ 登録(年金3)	√ 登録(納付年数入力・有	続期限·次回年金 厂	Г
VN	ベトナム	特許庁から指令・通知、	拒絕査定	√ 拒絕査定	Г	Г
		特許庁から指令・通知、	拒絕査定	√ 拒絕査定	Г	
		特許庁から指令・通知、	O.Action	▽ オフィスアクション	V	
VN	ベトナム	特許庁から指令・通知、	O.Action	▽ オフィスアクション	Г	F
		特許庁から指令・通知、	/ 庁通知	√ 特許庁からの通知(応答	答不要)	
		特許庁への応答・提出、	/ 優先証明	√ 優先権証明書の提出	F	ΓV
		特許庁への応答・提出、	翻訳提出	√翻訳文の提出	F	ΓV
		特許庁への応答・提出、	追完提出	√追完提出		Γ
		特許庁への応答・提出、	/ 審査請求	√審査請求	F	
		特許庁への応答・提出、	対庁書類	√ 特許庁へのその他の指	出書類	
		特許庁への応答・提出、	期間延長		ĺΓ	F V
		特許庁への応答・提出、	上願復活	・ 出願復活	ÍΓ	F V
		特許庁への応答・提出。	変更手続	変更手続	T _F 1	

・VN特許の応答期間の設定です。



KEMPOSでは下記の手順で手続の入力を行います。

(3) 出願/国内移行

(パリルートの場合)

- ・出願の入力には「出願(審査請求期限の計算あり)」の手続を使用します。
- ・出願の入力で審査請求期限が設定されます(出願日もしくは優先日から42か月)。 また、出願日から3か月の優先権証明書提出期限および同翻訳提出期限をセットします。



(PCTルートの場合)

・国内移行の入力には「PCT 出願の国内移行(審査請求期限の計算あり)」の手続を使用します。 国内移行の入力で審査請求期限が設定されます(国際出願日もしくは優先日から42か月)。

(4)審査請求

・審査請求の入力には「審査請求」の手続を使用します。 審査請求の入力で出願台帳の審査請求日に日付がセットされます。

(5) オフィスアクション

- ・実体審査後、審査官が特許要件を満たしていないと判断した場合には拒絶理由通知がなされます。 応答期間は通知から3か月で、請求により3か月の延長が可能です。
- ・オフィスアクションの入力には「オフィスアクション」の手続を使用します。 応答期限として3か月後の日付が、延長後の最終期限として6か月後の日付がセットされます。



(6) 意見書、補正書

・拒絶理由通知 (OA) に対しては意見書、補正書で応答します。 KEMPOSでは「OA (代理人からの手続完了の報告)」の手続を使用して期限を解除します。

(7) 拒絶査定

- ・拒絶理由 (OA) に対して応答しない、応答したが拒絶理由が解消しない場合、拒絶査定となります。
- ・拒絶査定の入力には「拒絶査定」の手続を使用します。 不服申立の期限として3か月後の日付がセットされます。



(8) 特許査定

・特許査定の入力には「登録査定(設定納付期限の計算あり)」の手続を使用します。 登録料納付の期限として3か月後の日付がセットされます。



(9) 設定納付

・登録料納付の入力には「設定納付(納付年数入力なし)」の手続を使用します。 入力により、設定納付の応答期限を解除します。

(10) 登録

・登録の入力には「登録(納付年数入力・存続期限・次回年金期限の計算あり)」の手続を使用します。 納付年数にはあらかじめ「1」がセットされています。



・登録日が年金起算日として設定されます。



・登録の入力で出願日から20年の存続期限がセットされます。 登録日から1年の年金期限がセットされます。

(11) 登録後の年金の納付

- ・最初の年金納付は登録日から1年後までに行います。 外国出願の場合、通常、外国代理人からの完了報告をもって年金期限の更新を行います。
- ・納付の入力には「年金納付(代理人からの完了報告)(期限更新)」の手続を使用します。 納付年数が「2」に更新されています。



- ・納付の入力で第2年度の年金期限がセットされます。
- ・以降、同様に「年金納付(代理人からの完了報告)(期限更新)」の手続で期限更新を行います。